

東海旅客鉄道株式会社 I C カード乗車券運送約款の一部改正（TOICA乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者の追加に伴う改正）

現行		改正	
別表第5（第44条）TOICA乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者		別表第5（第44条）TOICA乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者	
鉄道事業者	(中略)	鉄道事業者	(中略)
バス事業者	伊豆箱根バス株式会社、 <u>株式会社江ノ電バス横浜</u> 、 <u>株式会社江ノ電バス藤沢</u> 、小田急バス株式会社（中略）、千葉交通株式会社、 <u>株式会社千葉交タクシー</u> 、東急バス株式会社（中略）、山梨交通株式会社、 <u>山交タウンコーチ株式会社</u> 、横浜市交通局（中略）、ジェイアールバステック株式会社、名古屋市交通局（中略）、株式会社井笠バスカンパニー、西日本鉄道株式会社（中略）、日田バス株式会社、 <u>西鉄高速バス株式会社</u> 、昭和自動車株式会社（中略）、函館バス株式会社、九州産交バス株式会社（中略）、熊本都市バス株式会社	バス事業者	伊豆箱根バス株式会社、 <u>株式会社江ノ電バス</u> 、小田急バス株式会社（中略）、千葉交通株式会社、 <u>京成タクシー成田株式会社</u> 、東急バス株式会社（中略）、山梨交通株式会社、横浜市交通局（中略）、ジェイアールバステック株式会社、 <u>新潟交通観光バス株式会社</u> 、 <u>株式会社ミヤコーバス</u> 、 <u>越後交通株式会社</u> 、 <u>頸城自動車株式会社</u> 、 <u>アイ・ケーアライアンス株式会社</u> 、 <u>泉観光バス株式会社</u> 、 <u>ジェイアールバス東北株式会社</u> 、 <u>岩手県交通株式会社</u> 、名古屋市交通局（中略）、株式会社井笠バスカンパニー、 <u>有限会社君田交通</u> 、 <u>ことでんバス株式会社</u> 、西日本鉄道株式会社（中略）、日田バス株式会社、昭和自動車株式会社（中略）、函館バス株式会社、 <u>祐徳自動車株式会社</u> 、九州産交バス株式会社（中略）、熊本都市バス株式会社

附則

この通達は、平成31年4月1日から施行する。ただし、新潟交通観光バス株式会社に係る改正は平成25年3月23日から、株式会社ミヤコーバスに係る改正は平成28年3月26日から、山交タウンコーチ株式会社に係る改正は平成30年10月1日から、越後交通株式会社、頸城自動車株式会社、アイ・ケーアライアンス株式会社及び泉観光バス株式会社に係る改正は平成30年12月1日から、有限会社君田交通に係る改正は平成31年1月29日から、ジェイアールバス東北株式会社、株式会社千葉交タクシー及び京成タクシー成田株式会社に係る改正は平成31年3月1日から、並びにことでんバス株式会社に係る改正は平成31年3月2日から適用する。